

令和 7 年度
塩之岐林道外 2 維持修繕業務

仕 様 書

第 1 条 一般

- 1 本仕様書は、林道（除草）請負業務に適用する。
- 2 除草作業の着手に当たっては、本仕様書によるほか、該当路線の状況、周辺での他作業の有無及び車両の入林状況等について、事前に監督職員と十分な打合せを行い、各種の状況を確認のうえ実施するものとする。

第 2 条 除草工

- 1 除草工は、林道敷地内の雑草木、笹及びつる類等の通行の障害となる地表物を刈り払うものとし、その刈り高及び刈り幅は次によるものとする。
 - （1）刈り高は、地表物をできるだけ地際に近い位置で刈り払わなければならない。ただし、転石等により通常の刈り払いが困難な部分及び盛土斜面等は、通行の障害にならない高さとする。
 - （2）刈り幅は、両側それぞれ 1.0 m 以上を標準とする。
 - （3）刈り払い回数は、1 回刈りとする。
- 2 刈り払い物は、車両の通行障害及び側溝等排水構造物の機能を低下させることのないように適切に処理しなければならない。
- 3 林道の車両通行に支障がある枝等のかぶりについても処理すること。
- 4 作業が完了した時は、路線ごとに監督職員の確認を受けること。
- 5 着手前・完成及び作業進捗状況写真などは、路線ごとに撮影しなければならない。

第 3 条 安全対策等

- 1 作業開始に当たり、当日の作業現場起点付近に「注意標識」等を設置し、通行者及び通行車両に作業中であることを周知し、注意を喚起する措置を講ずるものとする。なお、必要に応じて誘導等の措置を講ずることとする。
- 2 当該路線の法面、路肩、路面及びその周辺等で危険箇所を発見した場合は、作業を一時中断する等により、安全を確保するとともに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 刈り払い機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について」（平成 21 年 7 月 10 日基発第 710 号第 2 号）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講ずること。

第 4 条 その他

- 1 本仕様書に定めのない事項等については、監督職員の指示により実施するものとする。

第5条 法定外の労災保険の付保

- 1 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付きなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。